

内閣府令第 号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年 月 日

内閣総理大臣 野田 佳彦

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に、「第三十六条 第四十条」を「第三十七条 第四十一条」に、「第四十一条」を「第四十二条」に改める。

第四十八条を削る。

第四十七条第二項中「（拉致問題対策室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第四十八条とする。

第四十六条を削り、第四十五条を第四十七条とし、第四十四条を第四十六条とする。

第四十三条第二項中「令第三十九条第一号から第七号まで」を「令第三十九条第一号及び第二号並びに第五号から第七号まで」に改め、「関する事務」の下に「（特殊警備対策官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特殊警備対策官）

第四十五条 警備局警備課に、特殊警備対策官一人を置く。

2 特殊警備対策官は、命を受け、令第三十九条第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち重大テロリズム（国際関係に重大な影響を与え、国の重大な利益を著しく害し、又は多数の者の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じるおそれのあるテロリズムをいう。）に係る事案及び原子力災害警備その他原子力災害対策に関する事務、同条第三号及び第四号に掲げる事務並びに同条第五号に掲げる事務のうち原子力災害警備に関する事務をつかさどる。

第四十二条を第四十三条とし、第四十一条を第四十二条とする。

第二章第一節第四款中第四十条を第四十一条とし、第三十六条から第三十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第三款中第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十

四条とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官)

第三十三条 刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課に、国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官一人を置く。

2 国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官は、命を受け、令第二十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち外国人により組織的に行われる不正取引に係る犯罪の取締りに関する事務並びに同条第三号に掲げる事務をつかさどる。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。